

(平成23年11月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年5月から50年2月まで  
申立期間当時、A市の職場を退職し、実家があるB町に帰郷した。その際、B町役場で国民健康保険と国民年金への加入手続をした覚えがあり、国民年金保険料を納付したはずである。年金の加入記録を確認したが、記録が無いとの回答を受けたので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市の職場を退職し、B町に帰郷した昭和49年5月に町役場で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、最初の手帳記号番号（昭和55年7月に重複払出しが確認され、取り消されている。）は、45年9月17日に払い出され、同年\*月\*日に遡及して被保険者資格を取得、46年6月16日に被保険者資格を喪失している。二度目の手帳記号番号は、50年9月8日に払い出され、同年6月2日に遡及して被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、当該被保険者資格の得喪記録は、オンライン記録、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びC市の国民年金被保険者名簿（電子データ）と一致する。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったが、前記の二つの手帳記号番号以外に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 1 月 4 日から 15 年 8 月 1 日まで  
② 平成 15 年 8 月 1 日から 16 年 11 月 16 日まで

私は、平成 12 年 1 月 4 日に A 社に採用され、15 年 8 月 1 日から同社の関連会社である B 社に異動したが、両社では、C 市 D 地区に所在する同じ建物で E 業務の仕事をしていた。両社の勤務期間中は、給与とは別に毎月 2 万 2,260 円の車代が支給されていたので、通勤費と思っていたが、標準報酬月額に含まれていないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「給与とは別に毎月 2 万 2,260 円の車代が支給されていたので、通勤費と思っていたが、標準報酬月額に含まれていない。」と主張している。

しかしながら、申立人から提出された申立期間の給与明細書及び A 社並びに B 社から提出された申立期間の賃金台帳からは通勤費の支給が確認できず、両社の総務事務を実質的に担当していた A 社の取締役及び両社を担当している F 業務者は、いずれも「申立人に支給していた車代は、自家用車借上代であり、通勤費ではないため、給与には含まれない。」と回答している上、A 社の当時の元上司及び元事務職員は、「車代は、自家用車の借上代で、通勤費ではない。」と証言している。

また、上記申立人の給与明細書及び賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額により算出した厚生年金保険料額と一致する上、A 社並びに B 社から提出された G 帳簿により、それぞれ H 費又は I 費の科目から、申立人に対し車代が支払われていたこと

が確認できる。

さらに、A社から提出された、申立期間①に係る申立人の「J厚生年金基金加入員資格取得及び標準給与決定通知書」(写し)及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」(写し)で確認できる標準報酬月額、いずれもオンライン記録と一致している。

加えて、申立人の標準報酬月額の記録は、遡及して訂正されているなどの不自然さは見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。